



山田美津代 議員

在来地の消火栓 40ミリの改善を

問 在来地の密集した地域は火事が起きた時が一番怖くて不安であるが、各大字周辺は40ミリの小さい口径の消火栓が多く火事がおきて1、2分の初期消火時にはこの口径の消火栓でも消火できるが、天井にまで火が回ったら65ミリの消火栓でないと消火はできない。順次65ミリに変えていく必要がある。

平岡町長 40ミリの消火栓は基本的に各大字に管理をお願いしている。40ミリから65ミリへの切り換えについては、消火栓を取りつける水道配水管が口径75ミリ以上や、同一水利でないなどを検討しながら切り替えていく。

食の自立支援は 安否確認を第一に

問 高齢者の独居家庭や、老々家庭に昼食を運び安否確認をするとても良い制度だが予算を消化しきれていないのもっと使い良い制度にバージョンアップして孤立死を防ぐ手立として確立していく必要がある。

平岡町長 高齢者が虚弱である場合、心身の障がい、疾病等の理由で食事の調達に困難な方を対象としている。真に必要な方に利用していただけるよう努めている。孤立死を防ぐ手立てとして高齢者見守りネットワークを活用します。

中学校給食は自校方式で！

問 12月議会で中学校給食実施の請願が採択された結果を受け止め、早急に実現に向けて動き出さなければならぬが、多くの町民が今か今かと待ち望んでいる声を教育長はどのようにお考えで、教育委員会としてどう進められますか？子ども達や安全安心を願う保護者の要望に沿った自校方式を進めて欲しい。

安田教育長 町部局の会議と教育委員会の「懇話会」での2つの会議で食の在り方について幅広くご意見をいただくこととしている。

教育委員会はこの間先進地の視察を行い、中学校給食のあり方について資料収集や研究を重ねている。

意見書

原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対応を求める意見書

政府は、今般、本町から120kmしか離れていない福井県にある関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機について、現状のままでは、今夏、電力不足に陥る可能性があるとの判断から、急速な安全基準により安全性を確認し、地元自治体である福井県やおおい町に再稼働に向けての協力要請を行った。ここまでに至る経緯を見ると、昨年7月に、当時の内閣総理大臣が、突然、原子力発電所の再稼働の条件としてストレステストを課することを決めたことから、定期検査入りした原子力発電所が停止したままとなり、結果として、全国各地の原子力発電所が稼働できない状況となったものである。それが一変し、今回の大飯原子力発電所の再稼働に際しては、従来のストレステストのルールに追加する形で、わずか3日間で新たな安全基準が策定され、この基準に基づき安全性を確認したとされている。今回の新たな安全基準は、本来は独立した権限と機能を持つ原子力安全委員会の審議を経て決定すべきものである。そして何よりも、福島第一原子力発電所事故の検証に十分にできていない状況で、このような重要な基準が、審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱くものである。事故調査委員長も再稼働に関して「理解できない」と批判していることや30項目の安全対策さえ満たしていないのに事故を防止できると断定することはできない。電力不足の心配をするなら、電力会社相互の融通協力体制、稼働していない自然エネルギーの活用、節電などについて真剣な対策をとるべきであるし、危険な原子力発電から脱するための期限を決めたプログラムの作成が急がれるところである。よって、国においては、大飯原子力発電所をはじめとする原子力発電所の再稼働の判断にあたっては、福島第一原子力発電所事故の十分な検証を踏まえ、独立した権限と機能を持つ原子力安全委員会の審議等、中立性が確保された手続を経た上で新たな基準を策定し、その基準に基づき慎重に行うとともに、原子力発電の安全性及び再稼働の必要性について丁寧な説明を行う等、立地自治体をはじめ周辺自治体も含めた自治体関係者や住民の理解を十分に得ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成24年6月18日

(送付先) 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・経済産業大臣・内閣府特命担当大臣(原子力行政)・内閣官房長官

意見書

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言(平成20年5月)の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動(東海・東南海・南海)地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

- 一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと
- 一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること
- 一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成24年6月18日

(送付先) 内閣総理大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣